

六 株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令（平成二年大蔵省令第三十六号）

改正案	現行
<p>(大量保有報告書等の提出先) 第十九条 (略)</p> <p>2 前項の規定により財務局長等に提出した大量保有報告書又は変更報告書の訂正報告書は、当該財務局長等に提出しなければならない。 ただし、金融庁長官が法第二十七条の二十九第一項において準用する法第九条第一項及び第十条第一項に規定する訂正報告書の提出を命じた場合には、当該訂正報告書は、金融庁長官に提出するものとする。</p> <p>3 (略)</p>	<p>(大量保有報告書等の提出先) 第十九条 (略)</p> <p>2 前項の規定により財務局長等に提出した大量保有報告書又は変更報告書の訂正報告書は、当該財務局長等に提出しなければならない。</p> <p>3 (略)</p>